

兵庫県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー運用要領（例規甲）

〔令和元年5月21日〕
兵警サ例規甲第2号

兵庫県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー運用要領を下記のように定め、令和元年6月1日から実施する。

記

第1 目的

この要領は、情報セキュリティ等に関して専門的な知識を有する研究者、技術者等を兵庫県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー（以下「サイバーアドバイザー」という。）として委嘱し、サイバー犯罪、サイバー攻撃等のサイバー空間における脅威に対する専門的見地からの指導及び助言を受けることにより、これらの事案に迅速かつ的確に対応し、県民の安全と安心を守ることを目的とする。

第2 委嘱

- 1 警察本部長（以下「本部長」という。）は、次に掲げる要件のいずれかに該当し、かつ、人格、行動等について社会的信望を有する者の中からサイバーアドバイザーを委嘱するものとする。
 - (1) 情報セキュリティ等に関する研究に従事するなど、十分な学識経験を有すること。
 - (2) 情報通信技術に関連する業務に従事するなど、情報セキュリティ等に活用できる高度な知識及び技能を有すること。
- 2 サイバーセキュリティ・捜査高度化センター長（以下「センター長」という。）は、生活安全部サイバー犯罪対策課長、警備部公安第一課長その他必要と認める者の意見を踏まえ、前記1の要件を満たす者を選考の上、兵庫県警察サイバーセキュリティ対策アドバイザー推薦書（様式第1号）により、本部長に推薦するものとする。
- 3 本部長は、サイバーアドバイザーを委嘱するときは、委嘱状（様式第2号）を交付するものとする。

第3 任期

サイバーアドバイザーの任期は、原則として2年とする。ただし、再任を妨げない。

第4 任務

サイバーアドバイザーの任務は、サイバー犯罪及びサイバー攻撃を始めとする情報通信技術を利用した犯罪等に関する技術、調査及び研究について指導、助言等を行うこととする。

第5 解嘱

- 1 本部長は、サイバーアドバイザーが次に掲げる事由のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。
 - (1) 任期の途中において、辞意の申入れがあったとき。
 - (2) 心身の故障により、任務が遂行できなくなったとき。
 - (3) サイバーアドバイザーとしてふさわしくない行為があったとき。
 - (4) サイバーアドバイザーとしての適格性を欠くと認められたとき。
- 2 センター長は、サイバーアドバイザーに解嘱の事由が生じたときは、兵庫県警察サ

イバーセキュリティ対策アドバイザー解嘱事由報告書（様式第3号）により、速やかに本部長に報告するものとする。

第6 運用要領

センター長は、サイバー犯罪及びサイバー攻撃を始めとする情報通信技術を利用した犯罪等に対する対策を講ずるに当たり、必要があると認めるときは、サイバーアドバイザーに指導、助言等を求めるものとする。

第7 運用上の留意事項

センター長は、サイバーアドバイザーに対し、その任務を通じて知り得た秘密について、これを漏らさぬよう厳守させること。